

表 - 1 特定省資源業種

業 種	原材料等	副産物	主務大臣	判断の基準の内容	計画の作成		勧告対象 生産量
					製 品	生産量	
パルプ製造業 及び 紙製造業	木材チップ、 パルプ 又は 古紙	スラッジ	経済産業大臣	<p>事業者はペーパー スラッジ（またはスラ ッジ、鉄鋼スラグ、 銅スラグまたは金属 くず等）の発生抑制 等に関する目標を定 める。</p> <p>施設の整備。</p> <p>技術の向上。</p> <p>設備の運転の改善等。</p> <p>業務の統括管理者の 選任。</p> <p>仕様（または規格） による加工。</p> <p>加工（または販売） の委託。</p> <p>計測および記録。</p> <p>情報の提供。</p> <p>等</p>	パルプ 又は 紙	60,000 トン以上	60,000 トン以上
無機化学工業 製品製造業 （塩製造業を 除く） 及び 有機化学工業 製品製造業	金属鉱物、 非金属鉱物、 石炭、原油 若しくはガ ス 又はこれら を使用して 製造された 原材料等	スラッジ	経済産業大臣		無機化学 工業製品 （塩を除 く） 又は 有機化学 工業製品	100,000 トン以上	100,000 トン以上
製鉄業 及び 製鋼・製鋼 圧延業	鉄鉱石、石 灰石、鉄くず 又は コークスそ の他の製鉄 用の還元剤	スラグ	経済産業大臣		銑鉄、 フェロアロイ 又は 粗 鋼	3,000 トン以上	3,000 トン以上
銅第一次製錬 ・精製業	銅鉱石 又は けい石	スラグ	経済産業大臣		粗 銅	70,000 トン以上	70,000 トン以上
自動車製造業 （原動機付自 転車の製造 業を含む）	鋳物砂、鉄 鋼 又は 非鉄金属	金属くず 又は 鋳物廃砂	経済産業大臣		自動車 （原動機 付自転車 を含む）	10,000 台以上	10,000 台以上